

社会福祉法人竜雲学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竜雲学園（以下、「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等（当法人就業規則第2条第1項でいう従業員と同等の勤務時間の役員等）については、報酬を支給する。
（2）非常勤役員等については報酬を支給しない。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬の額は、次の額とする。

- （1）理事長 月額 400,000円
（2）理事 月額 145,000円

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、当法人給与規程の適用を受ける者の役員等報酬は、支給しないものとする。

2 当法人の職員を兼ね、当法人給与規程の適用を受けない者の役員等報酬は、職員給与に加えて前条に定める額の役員報酬を支給する。

(報酬の支給方法等)

第5条 常勤役員等に対する報酬は、前月分を翌月に支給する。

- 2 新たに常勤役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。
3 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

理事会及び評議員会等に出席した場合並びに監事が監査を実施した場合の費用弁償

住所地が香川県の場合 1万円

住所地が香川県外の場合 1万円と当法人役員旅費規程に基づく住所地から高松駅又は高松空港までの旅費（ただし、日当は含まない）

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬

等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。